

泉南市庁舎防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉南市庁舎（市庁舎敷地を含む。以下同じ。）における犯罪等を未然に防ぐための防犯カメラを適正に管理運用することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪等を未然に防ぐことを目的として設置する不特定多数の者を撮影する映像撮影装置、映像記録装置及び関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 映像 防犯カメラにより撮影された映像データをいう。
- (3) 記録媒体 映像を記録することができる電子媒体をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 市長は、防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、総務課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する事務を行なうに当たり必要があると認めるときは、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。
- 3 管理責任者及び管理取扱者は、映像の漏えい、滅失、毀損の防止その他当該映像の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(職員等の責務)

第4条 職務上、防犯カメラにより映像の内容を知り得る職員等（以下「職員」という。警備業務委託に従事する職員を含む。）は、この要綱の規定を遵守し、防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

- 2 職員等は、防犯カメラから知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数は、目的達成に必要となる最低限の台数とすること。
- (2) 防犯カメラによる撮影の範囲は、最も適切な範囲となるよう調整すること。
- 2 管理責任者は、来庁者に対して防犯カメラの設置及び動作中であることが認識できるよう表示するものとする。

(防犯カメラ及び映像の取扱い)

第6条 防犯カメラの映像の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 映像は常時撮影し、これを記録するものとする。
- (2) 映像の取扱いは、管理責任者及び管理取扱者が行うものとする。
- (3) 記録された映像の保存期間は、原則1か月とする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関からの要請があった場合、その他管理責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(映像の保存等)

第7条 第9条又は第13条の規定により防犯カメラの映像を閲覧し、又は提供する場合に限り、映像記録装置に記録された映像を記録媒体に保存することができる。

2 管理責任者は、第13条の規定に基づき外部へ映像の提供が終了したときその他保存の必要がなくなったときは、速やかに記録媒体に保存された映像を消去し、又は記録媒体の破砕等の処理を行い、映像の再生ができない状態にしなければならない。

(映像閲覧の申請)

第8条 防犯カメラに記録された映像の閲覧(以下「映像閲覧」という。)をしようとする者は、防犯カメラ映像閲覧申請書(様式第1号)又はこれに代わる書類の提出により、管理責任者に申請しなければならない。

(映像閲覧の許可)

第9条 管理責任者は、前条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、条件を付して映像閲覧の許可をすることができる。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。
- (2) 前号のほか、法令に基づき文書により要請を受けたとき。
- (3) 犯罪の発生又は発生のおそれがあると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(映像閲覧の許可の決定)

第10条 管理責任者は、前条の規定により映像閲覧の可否の決定について、当該申請者に対し、防犯カメラ映像閲覧決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(映像閲覧の方法)

第11条 映像の閲覧は、管理責任者又は管理取扱者の立会いのもとで行わなければならない。ただし、管理責任者が認めるときは、この限りでない。

(映像提供の申請)

第12条 防犯カメラに記録された映像の提供(以下「映像提供」という。)を受けようとする者は、防犯カメラ映像提供申請書(様式第3号)又はこれに代わる書類の提出により、管理責任者に申請しなければならない。

(映像提供の許可)

第13条 管理責任者は、第9条各号のいずれかに該当する場合に限り、条件を付して映像提供の許可をすることができる。

(映像提供の許可の決定)

第14条 管理責任者は、前条の規定による映像提供の可否の決定について、当該申請者に対し、防犯カメラ映像提供決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(映像提供の方法)

第15条 映像の提供は、管理責任者又は管理取扱者の立会いのもとで行わなければならない。ただし、管理責任者が認めるときは、この限りでない。

2 映像提供に要する経費は、申請者の負担とする。

3 映像の提供を受けた者は、管理責任者に防犯カメラ映像受領書(様式第5号)を提出しなければならない。

(守秘義務)

第16条 映像閲覧した者又は映像提供を受けた者は、映像閲覧又は映像提供によって知り得た情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は申請の目的以外に使用してはならない。

2 映像提供を受けた者は、第三者に映像を提供してはならない。

(個人情報の保護に関する法律等の適用)

第17条 防犯カメラの設置及び映像の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。

2 映像の公開及び開示については、泉南市情報公開条例(平成11年泉南市条例第17号)及び個人情報の保護に関する法律に定めるところによる。

(苦情処理)

第18条 管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。

防犯カメラ映像閲覧申請書

年 月 日

管理責任者 様

（申請者） 住 所
機関名等
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

次のとおり、防犯カメラの映像の閲覧を申請します。

1. 目 的	
2. 防犯カメラ の設置場所	
3. 映像日時	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
4. 事象内容	

以下の欄には記入しないでください。

処理結果	<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可	受付欄
申請者への 送付年月日	年 月 日	
備 考		

第 号
年 月 日

様

管理責任者

防犯カメラ映像閲覧決定通知書

年 月 日付で申請のあった防犯カメラ映像の閲覧について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 申請結果 許可する ・ 許可しない（ ）

2. 閲覧日時 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分から

3. 閲覧場所

4. 防犯カメラ設置場所

5. 閲覧する映像の日時 年 月 日 時 分頃から 月 日まで

6. 条 件

防犯カメラ映像提供申請書

年 月 日

管理責任者 様

(申請者) 住 所
機関名等
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

次のとおり、防犯カメラの映像の提供を申請します。

1. 目 的	
2. 防犯カメラ の設置場所	
3. 映像日時	年 月 日 時 分頃から 年 月 日 時 分頃まで
4. 事象内容	

以下の欄には記入しないでください。

処理結果	<input type="checkbox"/> 許可 <input type="checkbox"/> 不許可	受付欄
申請者への 送付年月日	年 月 日	
備 考		

第 号
年 月 日

様

管理責任者

防犯カメラ映像提供決定通知書

年 月 日付で申請のあった防犯カメラ映像の提供について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 申請結果 許可する ・ 許可しない（ ）

2. 提供日時 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分から

3. 提供場所

4. 防犯カメラ設置場所

5. 提供する映像の日時 年 月 日 時 分頃から 月 日まで

6. 条 件

第 号
年 月 日

様

管理責任者

防犯カメラ映像受領書

私は、防犯カメラの映像の提供を受けるに当たり、知り得た情報を映像提供の申請目的以外には使用しないことを誓約し、受領いたしました。

受領者 住 所
機関名等
代表者氏名

1. 受領日 年 月 日

2. 受領場所

3. 提供を受けた記録媒体等

4. 提供する映像の日時 年 月 日 時 分頃から 月 日まで

5. 特記事項